

第2節 整備基本計画

（1）遺構保存に関する計画

第2期整備範囲では、過去の調査により、馬場や馬場土手、石垣、道路、柱穴、石組溝等の松山城関連遺構の存在が明らかになっている。また、遺存状況は明らかではないものの、E地区（三之丸御殿）には重要遺構が遺存すると想定される。遺構保存に関しては、「堀之内整備計画」及び「堀之内整備基本設計」で以下のような計画を示している。

堀之内整備計画（H12）	堀之内整備基本設計（H19）
・埋設遺構の保護を優先し、暫定整備については、遺構面上30cmの覆土は工事範囲としない。 ・便益・管理等建造物建設においても上記の内容とする。	・新設する埋設施設（管渠等）の最低土被りや建築物の基礎が必要な場所は、造成計画高と現況地盤高の差が0.6～1.0m程度となるよう設定する。

上記を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

- 第2期整備でも遺構面から30cm以上の保護層を確保及び保持し、計画地盤高と保護盛土面の高さの差が0.6～1.0m程度となるようにする。
- 植栽する場合は、樹根の伸長により遺構の損壊が発生しないよう、根の伸長が浅い樹種を検討するとともに、防根シートを設置する等の対応を図るものとする。
- 工作物等を設置する場合は、基礎による遺構面に影響を与えないよう、調査結果に基づいた十分な保護層の確保に努める。

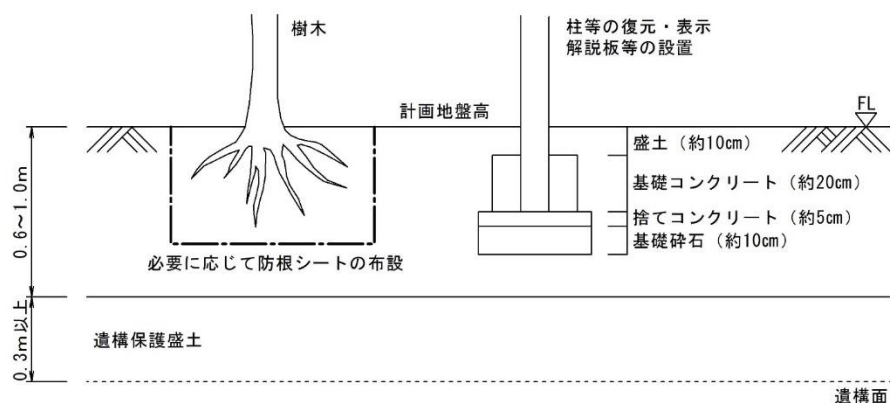


図25 遺構保護盛土イメージ図

（2）地形造成に関する計画

地形造成に関しては、「堀之内整備基本計画」及び「堀之内整備基本設計」で以下のような計画を示している。

堀之内整備基本計画（H16）	堀之内整備基本設計（H19）
・仮整備・仮公開の整備内容としては、原則的に芝張等緑地広場等とする。 ・排水施設については、既設排水施設（遺構上部に設けられている）を可能な限り利用する。	・堀之内地区全体の造成の考え方は、基本的に東北側から南西側へ傾斜する造成勾配とする。 ・自然環境に配慮し、様々な散策・運動などの動的利用にも耐える、省管理型の品種の芝を張る。 ・広場内の勾配は、広場の理想勾配や最低表面排水勾配（0.5%以上）を考慮し、概ね0.5～1.0%程度となるよう計画する。 ・現状の地形に準じて排水勾配を設定し、広場内に浸透配管を設置、また、放流先は外堀とする。

上記を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

- B地区（馬場）、C地区（北御門広場南侍屋敷）、G地区（会所・勘定所・侍屋敷）、H地区（小普請所）は、第1期整備地に準拠した高さに造成し、平場として活用できるようにする。平場の勾配は、基本的に第1期整備での勾配検討を参考に0.5～1.0%とする。
- B地区（馬場）の既存土塁法面のコンクリート擁壁は撤去し、土羽を設ける。
- E地区（三之丸御殿）は、他の地区より造成面を高くし、隣接する園路まで土羽を設ける。
- F地区（西之丸）にある作業員詰所は、整備に伴い移転を行い、造成高に合わせて整地する。
- 平場の造成に伴い、かつて堀之内地区内にあった施設の工作物等は、関係者と協議の上、対象工作物の必要性を検討し、原則、撤去する。
- 平場の雨水処理は、「堀之内整備基本設計」では「浸透配管を設置する」とあるが、掘削を伴うものとなるため、原則として表流排水方式により排水を図る。ただし、平場の状態や周辺排水施設の状況等により採用が困難な場合には、浸透排水方式を採用する。排水流末は、原則として周辺の既存排水施設に接続するように整備する。

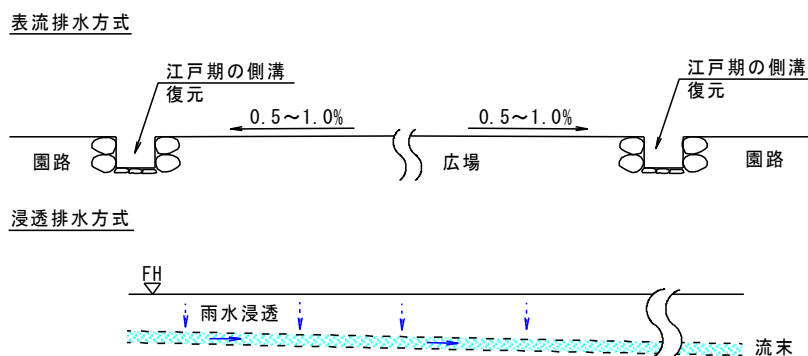


図26 雨水排水の考え方

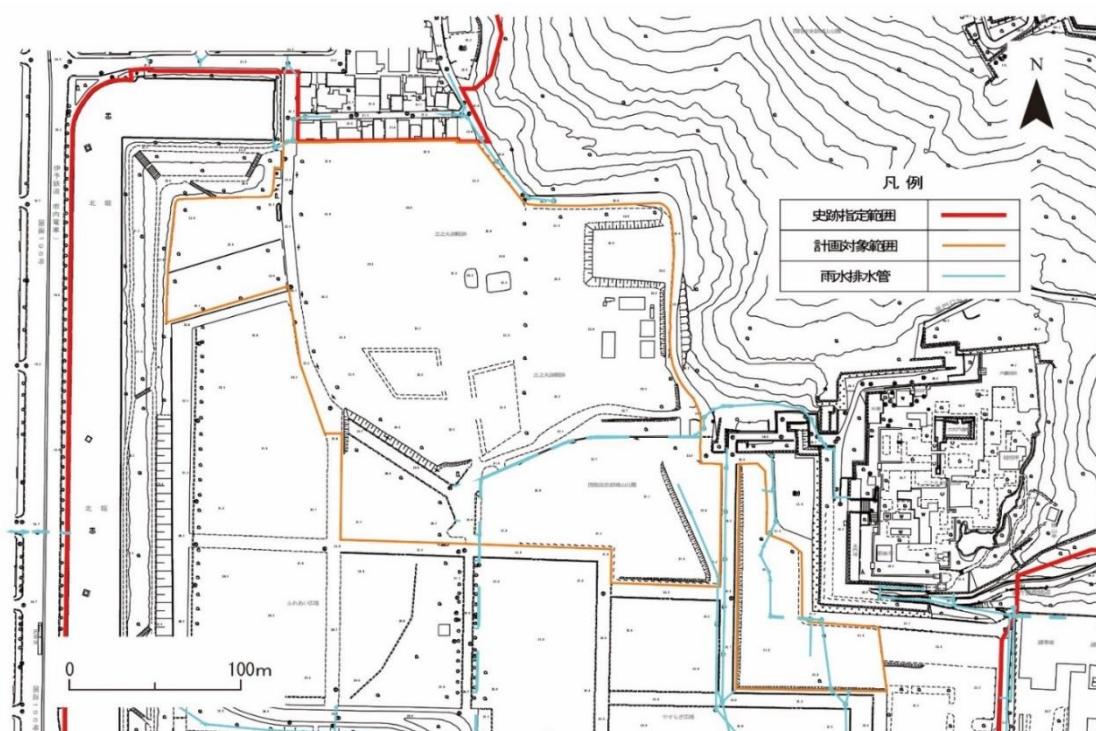


図27 雨水排水管の現況図

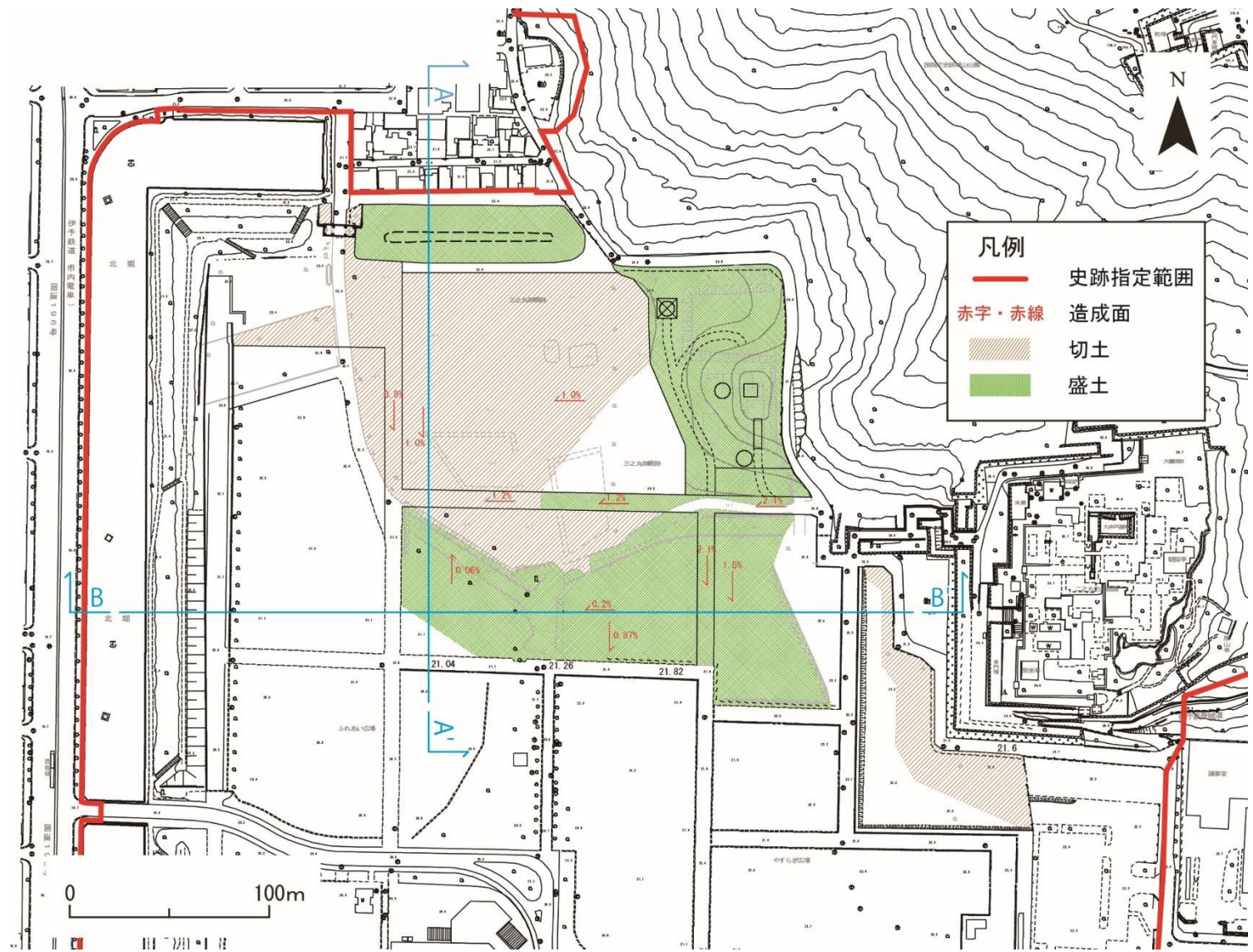


図 28 造成計画平面図

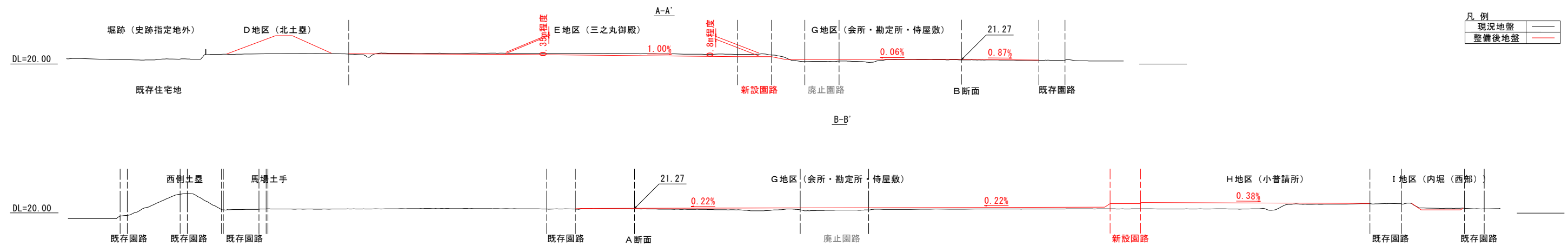


図 29 造成計画断面図

（3）動線に関する計画

第2期整備範囲の既存園路の撤去を行い、園路を新設する。動線は、歩行者、自転車、自動車や二輪車等の車両に分けて検討を行っていく。

① 歩行者動線

歩行者動線に関しては、「堀之内整備基本設計」で以下のような計画を示している。

堀之内整備基本設計（H19）
・現状どおり東西南北から出入りする。 ・園路上を移動する。 ・東口及び南口から黒門へ抜ける動線と、北口や東口からの三之丸御殿への動線を主要な回遊動線として設定する。

上記を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

- 歩行者動線は、歩行者の安全な通行と松山城跡の本質的価値を理解できるような動線とする。
- 来園者の史跡見学等に配慮し、誘導板や案内板、休憩施設等を適切な位置に設置する。

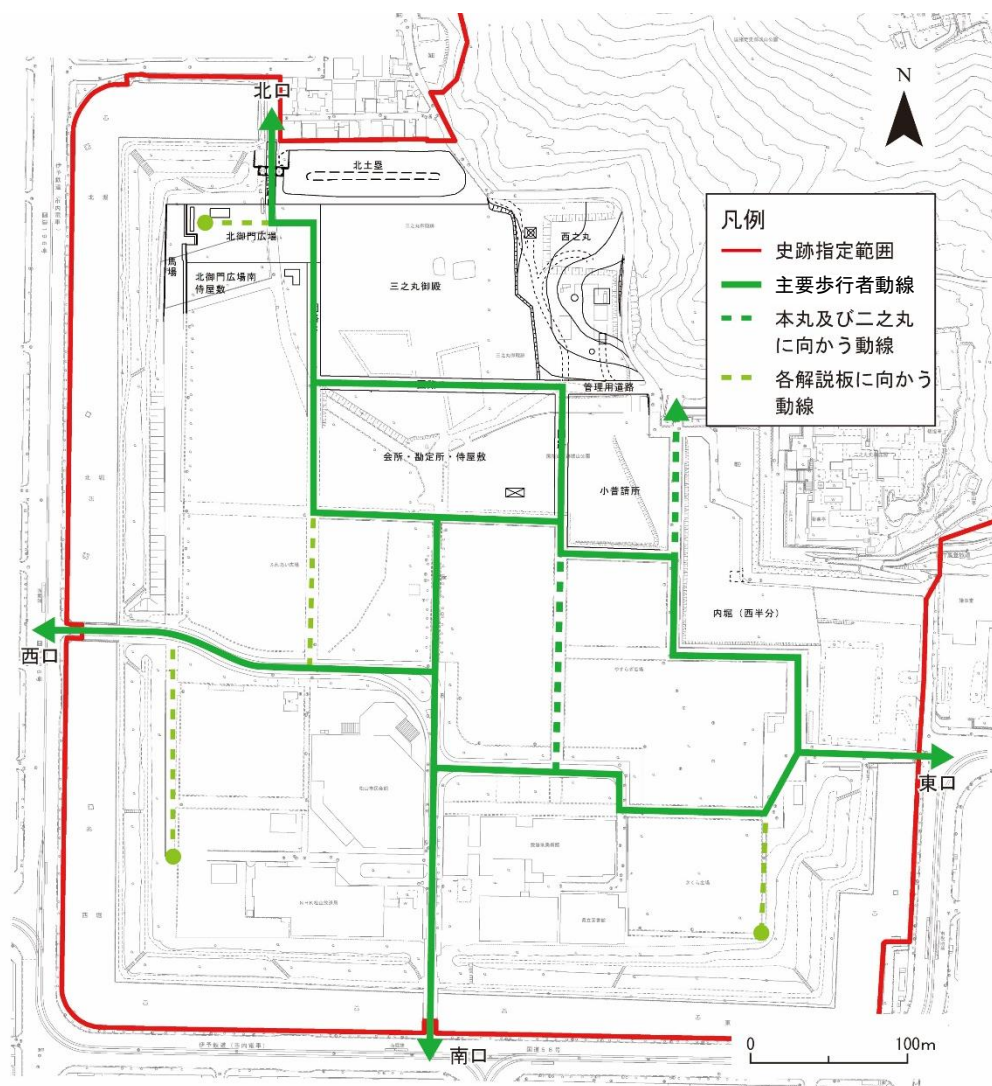


図 30 歩行者動線

② 自転車動線

城山公園（堀之内地区）内の既存園路は、通勤や通学に利用される等、多数の自転車通行がある。歩行者の安全を確保するため、自転車動線に関しては、「堀之内整備計画」及び「堀之内整備基本設計」で以下のような計画を示している。

堀之内整備計画（H12）	堀之内整備基本設計（H19）
園路通路について、歩道・車道の分離を図り、利用者にとって、より高い安全性に配慮した計画とする。	- 園路の構造は歩行者と車両は分離する。 - 公園整備後、自転車・二輪車の通過は公園内では行わないが、市民の理解を十分に得る必要があるため、段階的に対応する。 - 西口のみから出入りする。 - 既存施設へのアクセス道路を活用した動線とする。

上記を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

- 自転車は、環境にやさしい移動手段及び生活の足として市民の皆さんにとって重要であることから、歩行者と共存し、より安全性に配慮した園路動線とする。
- A地区（北御門・北御門広場）に新たに駐輪場を設け、東御門付近に設けてある既存の駐輪場と共に、自転車で城山公園（堀之内地区）を訪れた来園者のエントランスとする。

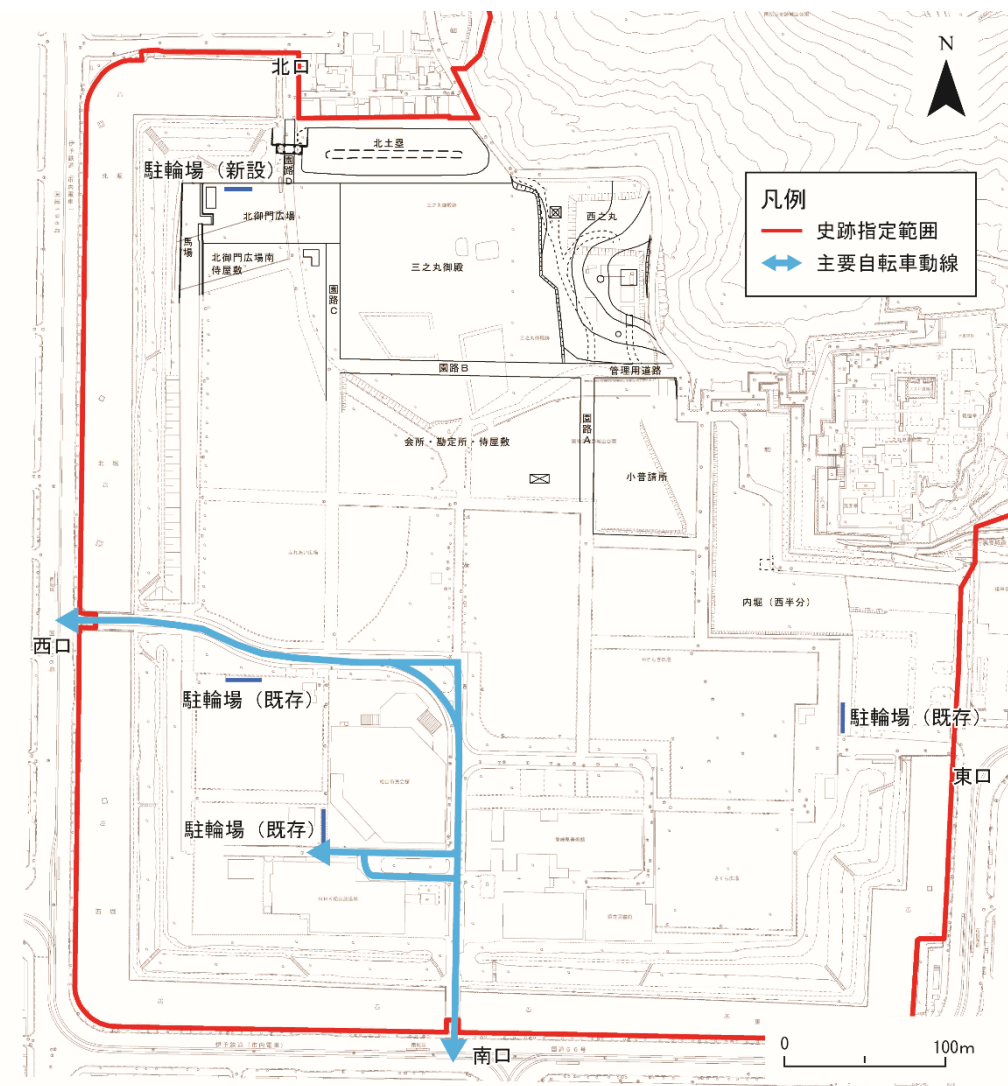


図 31 自転車動線図

③ 車両動線

車両動線に関しては、「堀之内整備基本設計」及び「保存活用計画」で以下のような計画を示している。

堀之内整備基本設計（H19）	保存活用計画（R1）
・園路（車道）は公園整備に伴い廃止する。 ・各施設の関係車両は、西口から進入し、現況道路を利用して、各施設のバックヤードにアクセスする。 ・管理用広場南側を公園管理の拠点とし、主に既存道路と馬場部を活用して移動する。 ・管理車両であっても広場内には極力進入せず、園路を通行する。 ・工事の関係車両は西口からの侵入とする。	・園路（車道）内の通り抜けは不適切であることから、整備と一体的に検討する。

上記を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

- 管理車両等の主動線は、基本的に堀之内地区中心部以外の園路を併用するほか、地区西縁の馬場跡も使用する。
- 原則、園路及び管理用通路を通行できる車両は、管理車両や緊急車両のみとし、一般車両や施設関係車両の通行は、西口から市民会館等各施設までとする
- 将来的に歩行者の安全を優先して三之丸御殿の南及び西の園路を主動線から外し、園路（車道）の北側を管理道として利用する予定とするが、これにより、今後、発掘調査や整備を実施する予定であるE地区への出入りが困難となるため、F・H地区間に「管理用通路」を新設する。
- 一般車両の園路（車道）の通行は、来園者の本丸跡や二之丸史跡庭園への動線を遮断し、回遊の際に危険であるため、将来的に一部廃止又は管理用車両のみ通行できるようにする。ただし、住民の理解を十分に得る必要があることから、当面は現状のまま利用し、段階的に通行制限する。

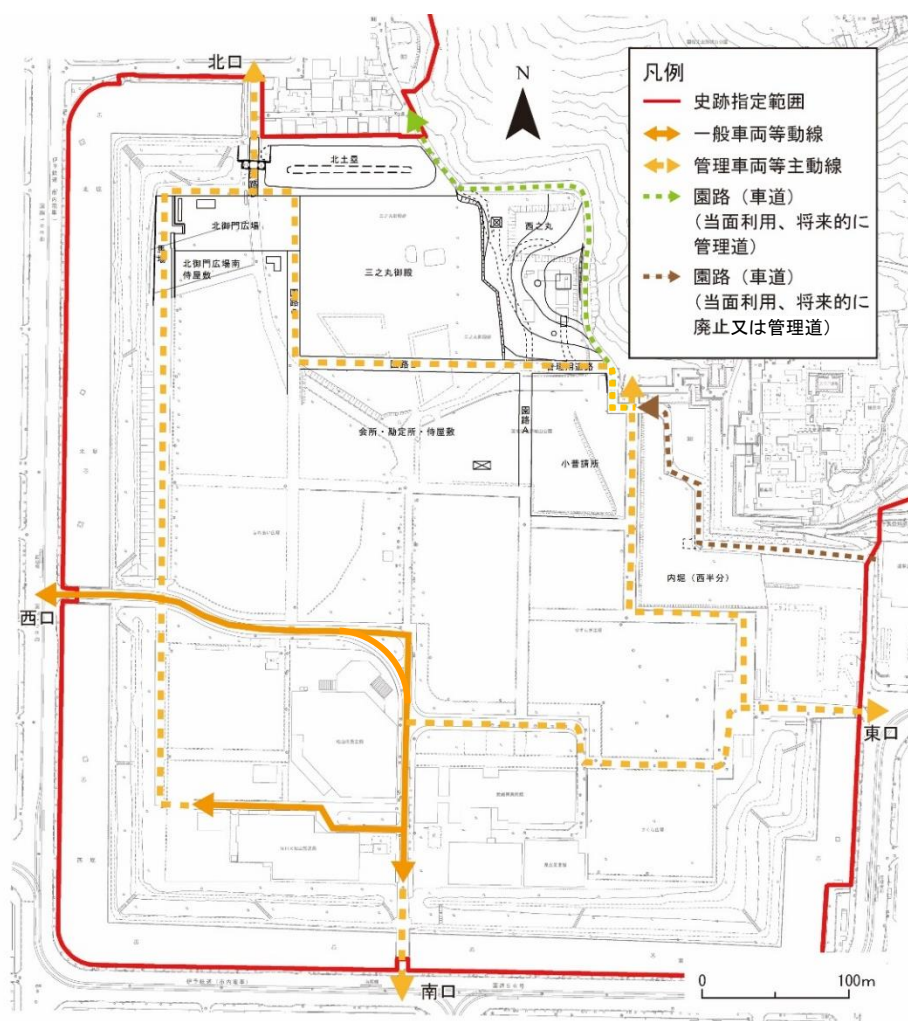


図32 車両動線図

（４）遺構表現に関する計画

遺構表現に関しては、各計画等で以下のように検討されている。

堀之内整備計画（H12）	堀之内整備基本計画（H16）
・二之丸下堀の復元をする。	・内堀など消失している遺構について、城跡の重要な遺構として調査検討し、復元的な整備を実施する。また、内堀については、その規模、埋設する石垣の状況、また、水の湧水等確認の上、構造等の十分な検討を加えた上で整備を実施する。 ・がんセンター、ラグビー場にかかる三之丸・西之丸については、残存遺構の埋設状況を確認した上で、将来的な整備内容や規模の検討をする。
堀之内整備基本設計（H19）	保存活用計画（R1）
・北御門と北土塁の立体的な修景整備を行う。 ・三之丸御殿建物位置の遺構表示（平面表示）を行う。 ・三之丸御殿の築地堀基礎部の遺構表示（立体表示）を行う。 ・発掘調査の結果が良好な場合は、三之丸御殿の遺構展示や露出展示なども検討する。 ・会所及び武家屋敷の建物位置の遺構表示（平面表示）を行う。 ・会所と武家屋敷の築地堀基礎部の遺構表示（立体表示）を行う。 ・小普請所では、築地堀の修景整備を行う。 ・西之丸については、『亀郭城秘図』を参考に、緑地広場（高台広場）の修景整備を行う。 ・西之丸の井戸遺構の平面表示を行う。 ・内堀は、最終的には既存の外堀と同等の修景整備を行うが、前段階の整備として、水景整備（アヤメ園）により仮整備を行う。	・三之丸御殿・小普請所は「調査・研究を必要とする区域」であり、詳細な発掘調査をした上で、VRやARを含め顕在化を検討する。 ・近代以降埋め立てられた内堀等は中長期的には復元を検討する。

「堀之内整備基本設計」で各遺構の整備について検討を行ったが、その後の発掘調査等により新たな知見が得られたため、再検討を行い、計画は以下のとおりとする。

- A地区（北御門・北御門広場）では、発掘調査の成果に基づき、北御門広場を脱色アスファルト舗装により平面表示し、北御門跡を北御門広場とは仕様が異なる脱色アスファルト舗装で平面表示する。北御門広場の南端には、敷地を東西に横断する幅広の排水溝跡を平面表示する。北御門の袖石垣跡は、基本的に立体表示と平面表示とし、造成面から表出する遺構（石垣）は露出展示する。発掘調査により、礎石又は礎石跡を検出できた場合は、平面表示する。
- B地区（馬場）では、発掘調査の成果に基づき、第1期整備と同じく馬場を平面表示し、馬場土手は立体表示し、第1期整備のものと連結させる。
- D地区（北土塁）では、消失した北土塁を発掘調査の成果に基づき、既存土塁を参考として立体表示する。また、現在の造成により埋没している土塁裾は、造成面で平面表示する。
- E地区（三之丸御殿）では、当時、三之丸御殿が他の敷地より高い位置にあったことを表現するため、他の地区より造成面を高くし、隣接する園路まで土羽を設ける。今後の発掘調査により御殿の礎石等の遺構を検出できれば、新たな整備計画で遺構表現を検討する。
- F地区（西之丸）では、発掘調査の成果に基づき、南部の井戸2基を平面表示し、北部の井戸1基を立体表示し、「松山城下図屏風」に基づき、史跡景観に配慮した覆屋を設けることとする。また、土堀基礎を石により立体表示し、土堀を植栽により立体表示する。石垣は露出展示とする。その他の遺構は、後世の改変によりほとんど残存していないことから、「亀郭城秘図」や「松山城下図屏風」等の絵図を参考に、西之丸の地形（郭）を盛土造成により表現し、柵や路地を設置する。さらに盛土上には、当時の郭とおおよその同じ高さの東屋を兼ねた展望施設を設置する。

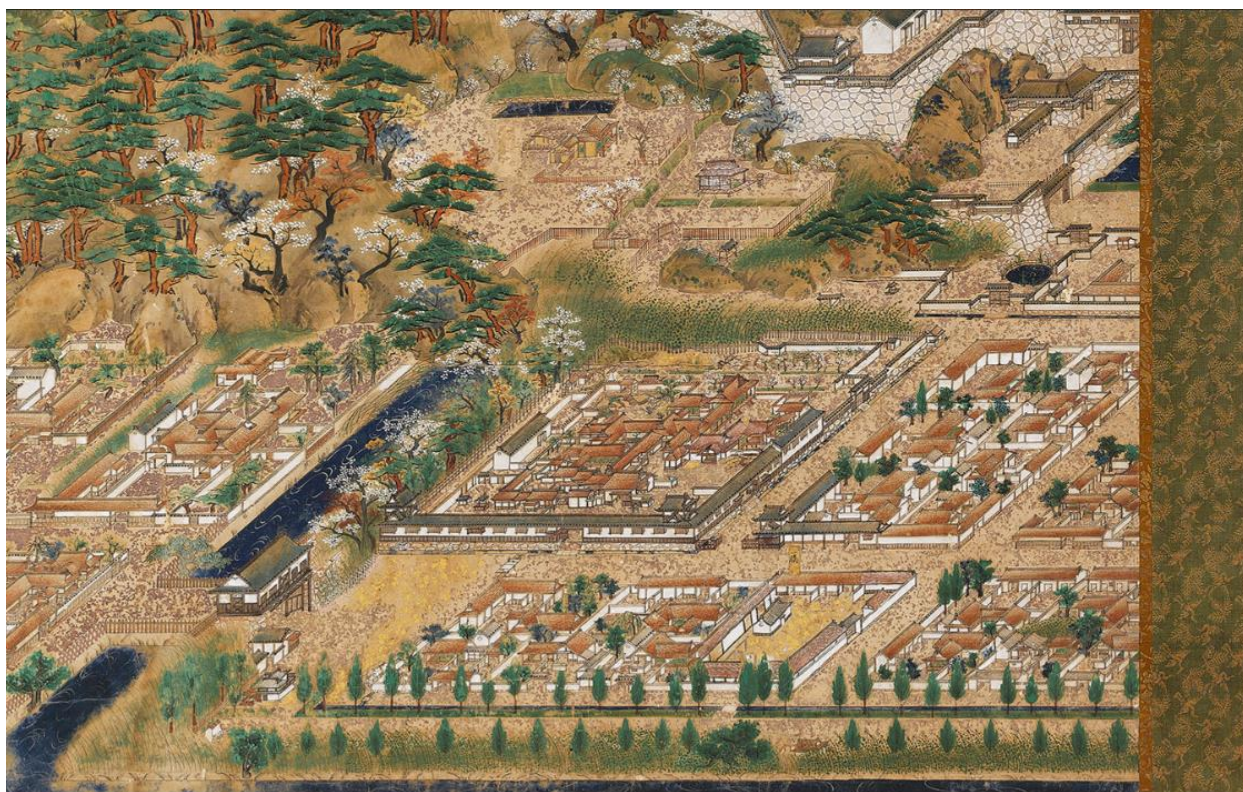
- G地区（会所・勘定所・侍屋敷）では、南東角敷地の侍屋敷の屋敷境（土塀基礎）は石で立体表示し、土塀は植栽により立体表示する。屋敷（住居）遺構は、後世の改変により残りが良くなかったため、「松山城下図屏風」及び同地の屋敷図を参考に、舗装や縁石で間取りを平面的に表現し、一部を休憩所兼案内所とする。また、他の屋敷境は板石等で平面表示する。
- H地区（小普請所）では、発掘調査で検出した石垣は石で立体表示し、土塀は植栽で立体表示する。
- I地区（内堀（西部））では、現況地盤を50 cm程度掘り下げるにより、堀を立体表示する。なお、既存施設や道路の移転・廃止が完了次第、将来的に復元整備を検討する。
- 園路（道路）は、第1期整備時と同様、道路は平面表示、側溝は立体表示する。
- 「松山城下図屏風」を活用したAR・VR等のデジタルコンテンツにより、御門や御殿、侍屋敷等の建物を立体的に体感できるようにする。



F地区（西之丸）で検出した石垣
出典：「松山市埋蔵文化財調査年報 15」P. 5



現在のF地区（西之丸）の石垣の状況



「松山城下図屏風」（愛媛県歴史文化博物館蔵）に描かれた第2期整備範囲

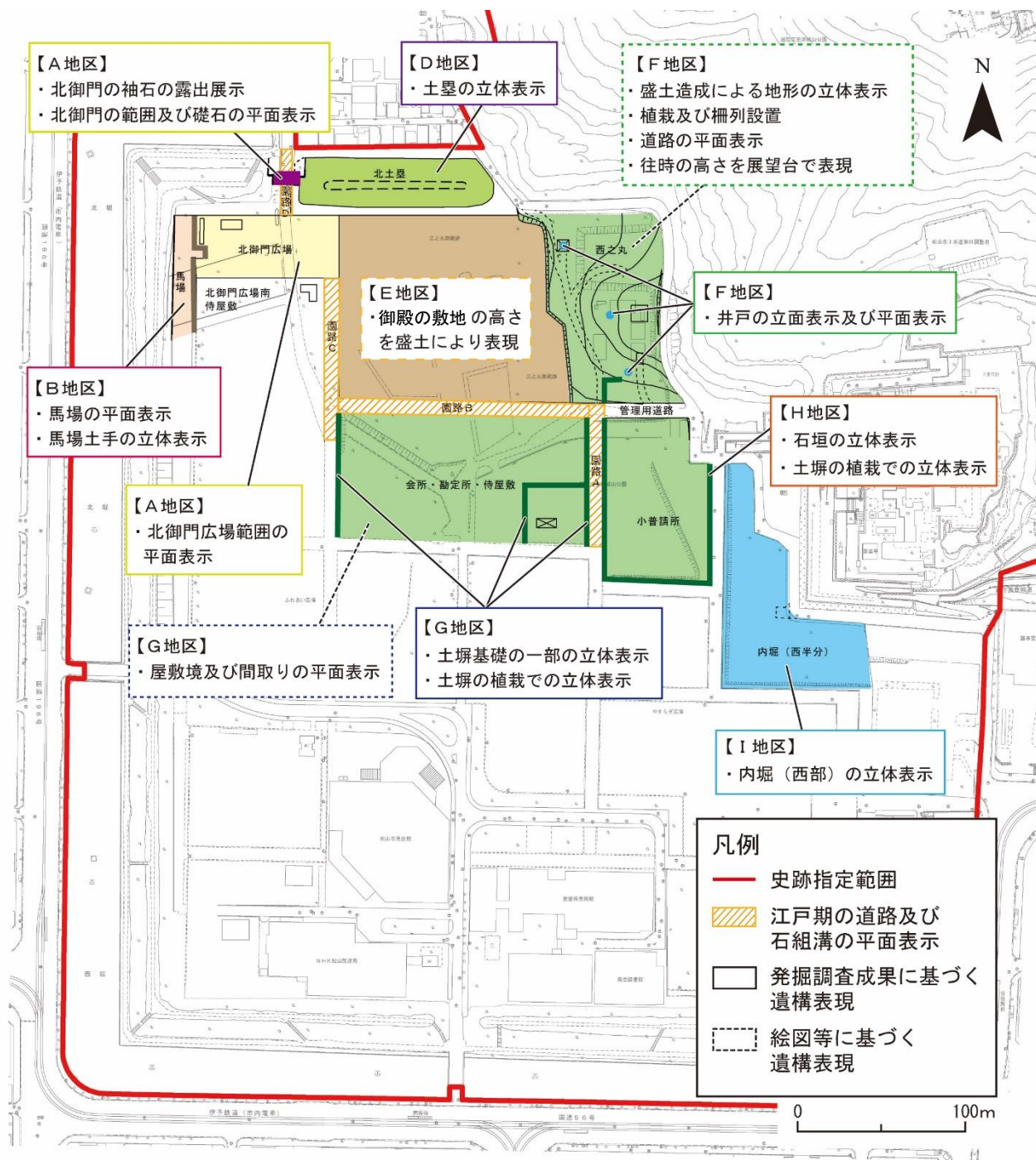


図 33 遺構表現計画図

（５）修景及び植栽に関する計画

修景及び植栽に関しては、「堀之内整備基本計画」、「堀之内整備基本設計」及び「保存活用計画」で以下のような計画を示している。

堀之内整備基本計画（H16）	堀之内整備基本設計（H19）
植栽 ・貴重な樹木の有効利用、存続、遺構保護、保全のための植生管理のための調査・計画を作成し、調和ある史跡公園としての整備をする。	植栽 ・園路の交差点部や公園入口周辺など、利用者が多く集まる場所にまとまった緑陰を設ける。 ・広場利用を考慮し、広場中心部には配植しない。 ・基本的には整備に伴い撤去が必要な場合に伐採をする。 ・史跡景観としての景観を創出するために景観に調和しない外来種は伐採する。 ・史跡景観への眺望を妨げる樹木は伐採する。 【三之丸ゾーン】 ・各史跡（三之丸御殿、北土塁、北御門、小普請所など）を引きたてつつ、松山城としての品格のある史跡景観を演出するため、往時の植栽樹種を用いたり、古地図に示されている配植などを行う。 ・往時では山の一部であった三之丸御殿の東側は、現在の樹叢をもとに植栽を配置する。 【緑とふれあう緑地交流ゾーン】 ・公園利用者に対して休息・休憩の際の緑陰を提供し、憩える空間を演出する。 ・四季を感じることのできる彩り豊かな植栽や城山公園周辺の代表的な樹種を配植することにより、利用者と公園内の自然が触れ合える空間を演出する。
保存活用計画（R1）	
植栽 ・倒木による人災等が懸念される危険木は、事前に把握し伐採等の措置を講ずる。	修景 【三之丸ゾーン】 ・三之丸御殿を中心とした史跡景観を創出でき、天守・二之丸とのイメージの連続性に配慮したデザインとする。 【緑とふれあう緑地交流ゾーン】 ・自然環境に配慮した色彩や素材、形状とし、多様な利用を想定したユニバーサルデザインで、広場利用の妨げにならない形状とする。

上記を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

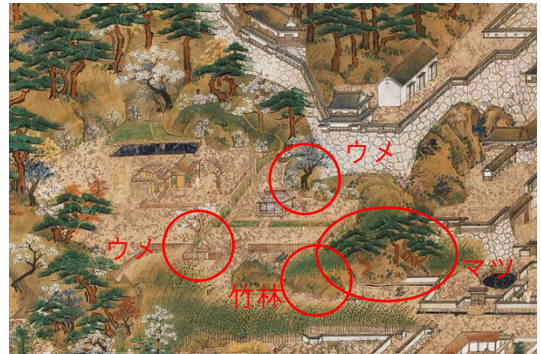
① 修景

- D地区（北土塁）、F地区（西之丸）、G地区（会所・勘定所・侍屋敷）及びH地区（小普請所）は、張芝を行う。
- 多目的利用を想定したユニバーサルデザインとする。
- 施設の更新や、活用のための施設の新設等を行う際は、史跡にふさわしい歴史的な雰囲気を創出・再現するようなものとする。

② 植栽

- A地区（北御門・北御門広場）やB地区（馬場）、I地区（内堀（西部））では、既存樹木は基本的に伐採を行う。
- C地区（北御門広場南侍屋敷）では、外来種や危険木のみ伐採等を行い、既存樹木を可能な限り残す。
- D地区（北土塁）では、土塁上に侵入できないよう北土塁の南側法面に植栽を行う。樹種は、樹高が1mほどの低木とし、根が長く伸び遺構に悪影響を及ぼすようなものは避ける。
- E地区（三之丸御殿）では、天守等への見通しを妨げている樹木や、景観に調和していない樹木、危険木等、整備の支障となる樹木は、伐採等を行う。
- F地区（西之丸）では、危険木等整備の支障となる樹木の伐採等を行い、「松山城下図屏風」に描かれているウメやマツといった樹木を展望広場に新たに配植し、竹林を低木の植栽で表現し、転落防止も兼ねる。また、土塀を植栽により遺構表現する。

- G地区（会所・勘定所・侍屋敷）では、危険木や屋敷境の遺構表現の支障となる樹木のみ伐採等を行い、既存樹木を可能な限り残し、新たに配植する。また、歴史的雰囲気を出すため、「松山城下図屏風」に描かれた土塀を植栽により遺構表現する。樹種は低木とし、根が長く伸び遺構に悪影響を及ぼすようなものは避ける。
- H地区（小普請所）では、危険木等整備の支障となる樹木の伐採等を行う。また、土塀を植栽により遺構表現する。樹種は低木とし、根が長く伸び遺構に悪影響を及ぼすようなものは避ける。
- 城山公園（堀之内地区）全体の植栽を計画的に管理できるよう、「樹木管理計画」を策定する。



「松山城下図屏風」（愛媛県歴史文化博物館蔵）
に描かれたF地区（西之丸）の樹木



図34 植栽計画図

（6）案内・解説施設に関する計画

現在、第2期整備計画地内には、案内板1基、解説板1基が設置されている。案内・解説施設に関しては、「堀之内整備基本設計」及び「保存活用計画」で以下のような計画を示している。

堀之内整備基本設計（H19）	保存活用計画（R1）
・各遺構整備地点に説明サインを設置する。掲載情報は、遺構の用途や目的等とする。 ・三之丸御殿整備区域内に、史跡松山城跡の説明や堀之内地区内の説明を行う解説サインを設置する。 ・主要な回遊動線の分岐点に、二之丸や東口方面への史跡回遊動線を誘導するための誘導サインを設置する。	・多言語化等、外国人観光客の増加に対応した案内看板等の整備を進める。 ・避難計画で指定された避難経路ごとに避難誘導サインを整備するとともに、観光マップ等に避難経路を記載することにより、避難経路の事前周知を図る。

上記を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

- 既存の案内板は、第2期整備後の内容を反映し、避難経路等を掲載したものへ更新する。
- 史跡の説明板を、北御門跡周辺に新たに設置する。
- 整備された遺構の周辺に、遺構の用途や目的等を掲載した解説板を新たに設置し、四国がんセンター跡地南口付近にある既存の「三之丸跡」の解説板は撤去する。
- 説明板及び解説板には、三之丸の特徴である「役所機能と侍の生活」について、史料を調査・研究した内容を記す。
- 公園の各入園口には、誘導板や飛び出し注意等の注意板を設置し、本丸跡や二之丸史跡庭園への安全な動線を確保する。
- F地区（西之丸）に設置する展望施設兼東屋に、三之丸を描いた絵図等を掲載した眺望板を北西（三之丸御殿側）と南西（会所・勘定所・侍屋敷側）とにそれぞれ設置し、当時の三之丸の役割や機能を学習できるようにする。また、「松山城下図屏風」を活用したAR・VR等のデジタルコンテンツにより、当時の三之丸の様子を体感できるようにする。
- 英語以外の外国語に対応するためのデジタルコンテンツの開発について検討する。

表12 案内・解説施設の整備方針等

種類	目的等	整備方針	掲載情報等	設置箇所等
案内板	公園案内	・既存の案内板に情報を追加し、更新を図る。 ・第2期整備対象地を対象に内容の更新を行うが、将来的には、公園内で統一したデザインとなるようにすべての案内板の内容更新を行う。	・松山城跡全体の案内（既存のものに、第2期整備で整備した箇所、解説板の設置箇所、避難経路、避難場所等の情報を記載） ・表記の多言語化	・北御門の周辺（既存の内容の更新等を検討）
説明板	史跡説明	・第1期整備地にある既存の説明板と同様のデザインとする。	・松山城跡の概要説明（既存の東御門跡にある説明板と同じく、指定状況や史跡概要等を掲載） ・表記の多言語化	・北御門の周辺
解説板	遺構解説	・既存の各種遺構の解説板と統一したデザインのものにする。	・遺構解説（用途や目的等） ・案内板に掲載した同じ地図と「亀郭城秘図」にて現在地表記 ・発掘調査や整備について解説 ・表記の多言語化	・各遺構周辺
誘導板	行先表示	・松山城跡の他の郭への回遊性を高められるようなものとする。 ・現在地がわかるように地図等を掲載する。	・松山城本丸や二之丸史跡庭園への順路案内 ・案内板に掲載した同じ地図に現在地、各遺構の位置、トイレ等を表記 ・表記の多言語化	・黒門跡近くの園路沿い ・北御門の周辺
注意板	注意喚起	・園路（車道）は車両交通量が多く歩行者にとって危険なため、注意を促すことができるような内容にする。 ・言語問わず認識できるような表記にする。	・歩行者や車両のそれぞれに対し、安全確認を行う事への注意喚起 ・ピクトグラム等の掲載	・黒門跡周辺
眺望板	風景	・現在の風景と過去の風景が重なるような内容とする。	・眺望できる風景の写真 ・各遺構の表記 ・「亀郭城秘図」の掲載 ・三之丸についての説明	・展望広場に設置する展望台を兼ねた東屋

＜城山公園内の既存の案内・解説施設等＞



城山公園（堀之内地区）の案内板



城山公園（堀之内地区）の説明板



城山公園（堀之内地区）の
地割と中ノ町の解説板



松山城本丸の誘導板



松山城跡内の注意板

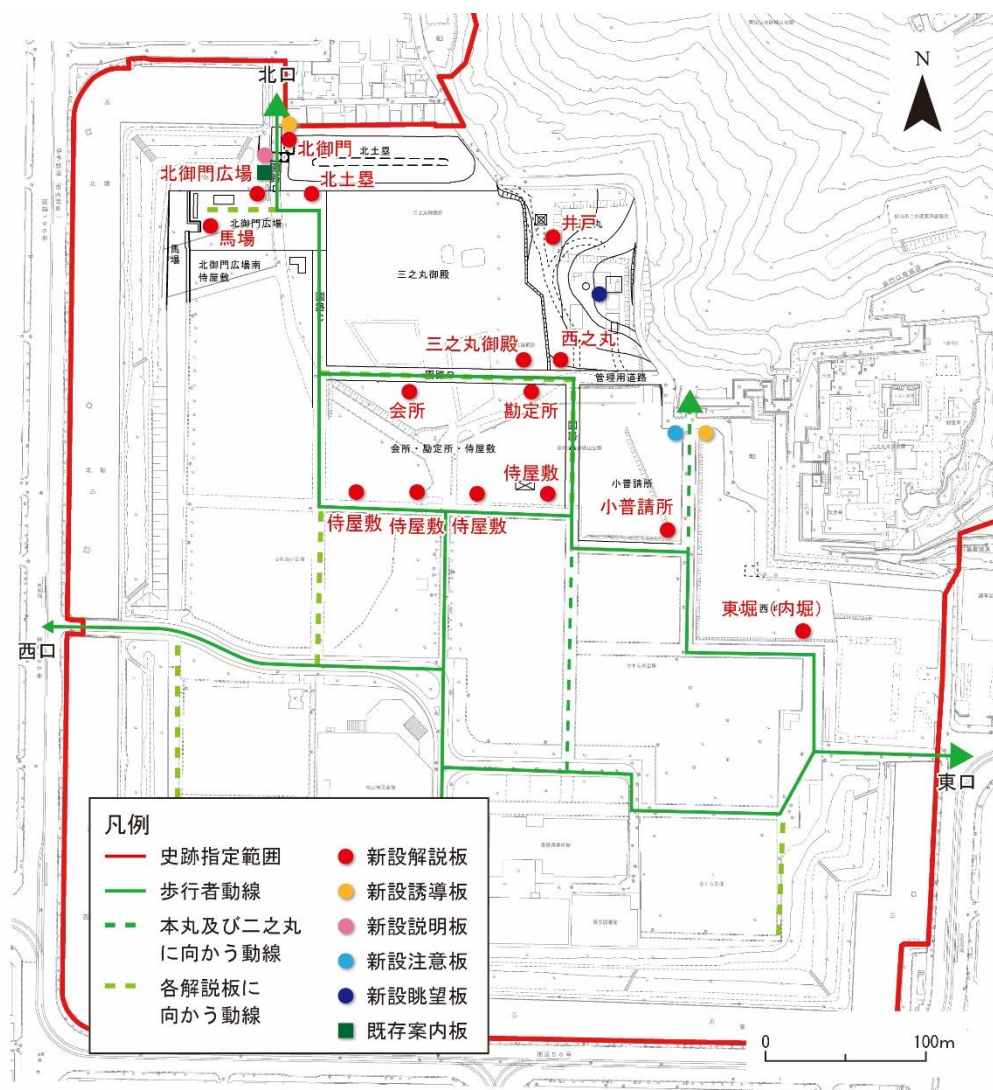


図 35 案内・解説施設計画図

（7）便益施設に関する計画

便益施設に関しては、「堀之内整備基本計画」、「堀之内整備基本設計」及び「保存活用計画」で以下のような計画を示している。

堀之内整備計画（H12）	堀之内整備基本設計（H19）
・北御門広場には、身障者用の導入口として、便益施設や駐車スペースを重点に設け、三之丸等遺構整備の公開・導入を計画する。	・北御門広場に、歩行者の動線が多く集まる場所や、休憩ついでに水分補給のできる水飲み場を設置する。 ・北御門広場に、北御門から目立たなく、他のゾーンの利用者にも利用しやすいトイレを設置する。トイレの必要数は公園内全体で4棟となり、1棟分は8穴（女子大便器3穴、男子大便器1穴、小便器3人立ち、身障用大便器1箇所）とする。また、デザインは、史跡景観に配慮する。
保存活用計画（R1）	
・園路にスロープや手すりを設けるなど、施設のバリアフリー化を推進するとともに、必要に応じて障がい者専用の駐車場等の設置を検討する。	

上記を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

- A地区（北御門・北御門広場）に身障者用を含めた計8穴の多目的トイレを設置し、北口の既設のトイレは撤去する。外観は、第1期整備で設置したトイレと同様、史跡景観に配慮したものとする。また、駐輪場を設置する。
- C地区（北御門広場南侍屋敷）とF地区（西之丸）に水飲み場を設置する。
- G地区の休憩所兼ボランティアガイド案内所内にトイレを設置するが、基本的にガイド用であるため、穴数として数えない。
- 身障者用駐車場は、基本的に史跡指定地内に駐車場は設置できないことから、管理広場の既存の臨時身障者用駐車場又は二之丸史跡庭園専用駐車場等を利用できるよう、文化庁ほか関係者と協議・調整を行っていく。
- 内堀の復元整備を行うこととなった場合、既存の二之丸史跡庭園専用駐車場等の史跡指定地内の駐車場は、将来的に指定地外に移設することを検討する。

＜城山公園（堀之内地区）内の既存の便益施設＞



松山市民会館西側のトイレ



東御門広場のトイレ



東御門広場の駐輪場



東御門広場の水飲み場

（８）休養施設に関する計画

休養施設に関しては、「堀之内整備基本設計」で以下のような計画を示している。

堀之内整備基本設計（H19）
【三之丸ゾーン】 ・北御門広場に、観光客が休憩したり、公園内の情報を入手するなど、入口に近く、溜まれる空間に四阿を設置する。四阿の規模は、40㎡を想定する。 ・園路交差点付近に、見学・散策中に休憩できる場所として、ベンチを設置する。 【緑とふれあう緑地交流ゾーン】 ・園路交差点付近に、見学・散策中に休憩できる場所として、ベンチを設置する。

上記を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

- 園路沿いや交差点付近、樹木の多い地区に、来園者が休憩できる場所としてベンチを設置する。ベンチの外観は、城山公園（堀之内地区）内で統一するため、第1期整備に設置した木製ベンチとし、自然石ベンチは撤去する。
- 東屋を新たに2基設置する。設置場所は、主要動線上で来園者が集う憩いの場とするC地区（北御門広場南侍屋敷）の北東角と、主要動線からは外れるが、既存の東屋から距離があり、来園者が堀之内地区を一望しながら休憩できるF地区（西之丸）の展望広場とする。C地区（北御門広場南侍屋敷）の東屋は、東御門広場にある既存東屋と同様のL字型とし、北口と東口で統一したものとする。F地区（西之丸）の東屋は、展望施設を兼ねた2階建てとする。外観には、史跡景観に配慮し、当時に存在したと誤解を与えないような（≒現代的な）ものとする。いずれの東屋にも案内・解説板を設置し、松山城跡及び三之丸跡について学べるようにする。
- G地区（会所・勘定所・侍屋敷）の南東角に休憩所兼ボランティアガイドの案内所（以下「休憩所兼案内所」という。）を設置する。現在、堀之内地区と二之丸史跡庭園及び本丸とは回遊性に乏しく、ボランティアガイドも二之丸史跡庭園や堀之内地区へのガイドを実施していない。そこで、堀之内地区からのガイドコースを検討するとともに、堀之内地区の主要動線上で各入園口からの距離がおおよそ等しく、かつ二之丸への入口（黒門跡）にも近く、さらに本丸及び二之丸への眺めも良いG地区（会所・勘定所・侍屋敷）の南東角に、ガイドの拠点（始点）となる休憩所兼案内所を設置する。同所には、ボランティアガイドが三之丸の解説や本丸へ案内等をできるような案内・解説板やトイレ等を設置する。外観は、史跡景観に配慮し、「松山城下図屏風」に描かれた侍屋敷と当該箇所屋敷図を参考としたものとする。

＜城山公園内の既存の休養施設＞



城山公園（堀之内地区）の
馬場近くの既存木製ベンチ



城山公園（堀之内地区）の
既存東屋（L字型）

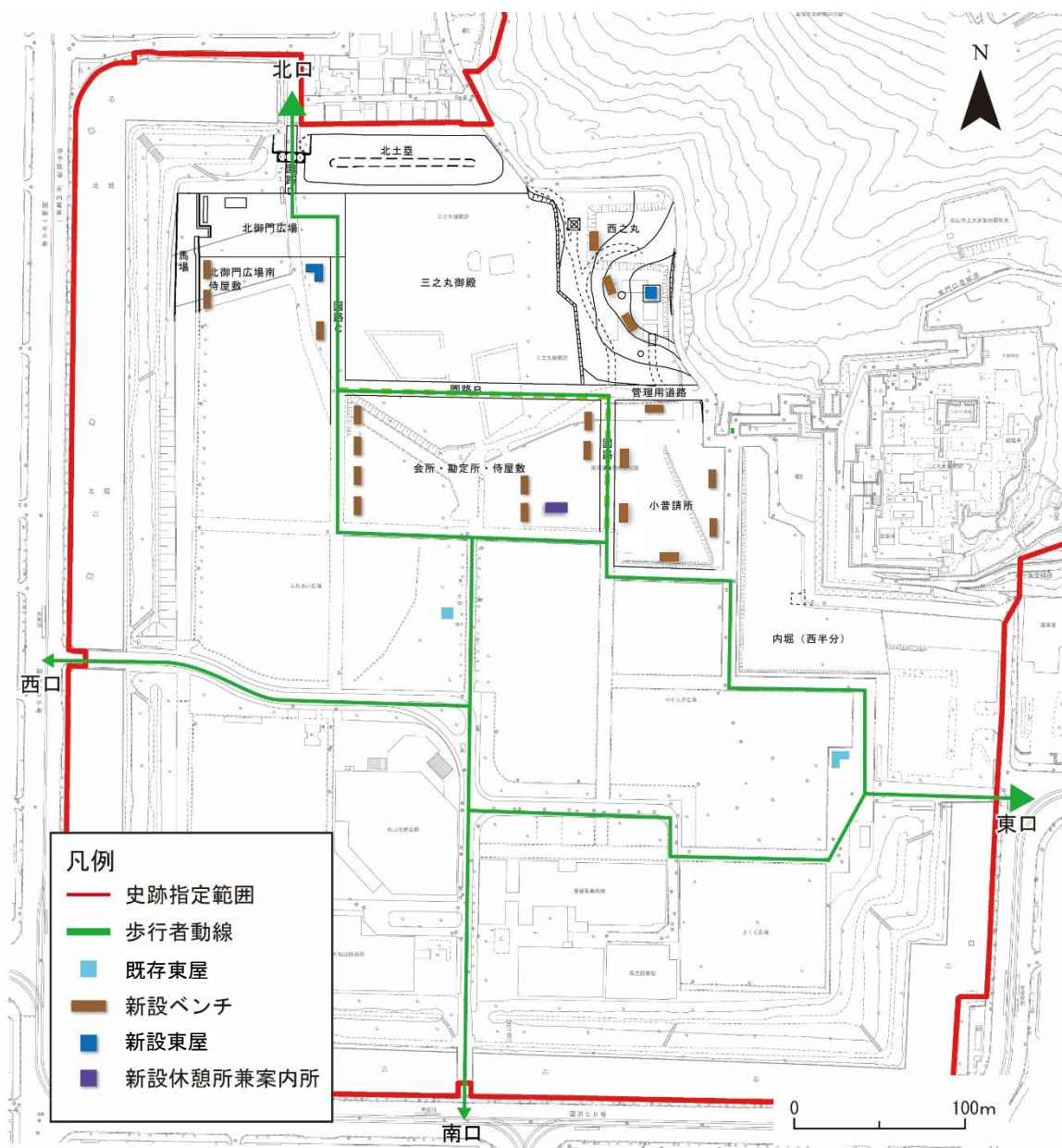
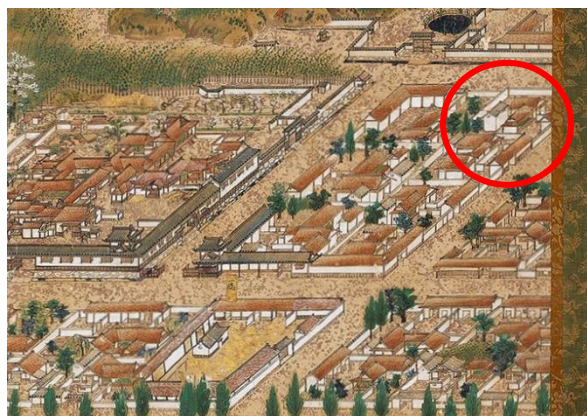


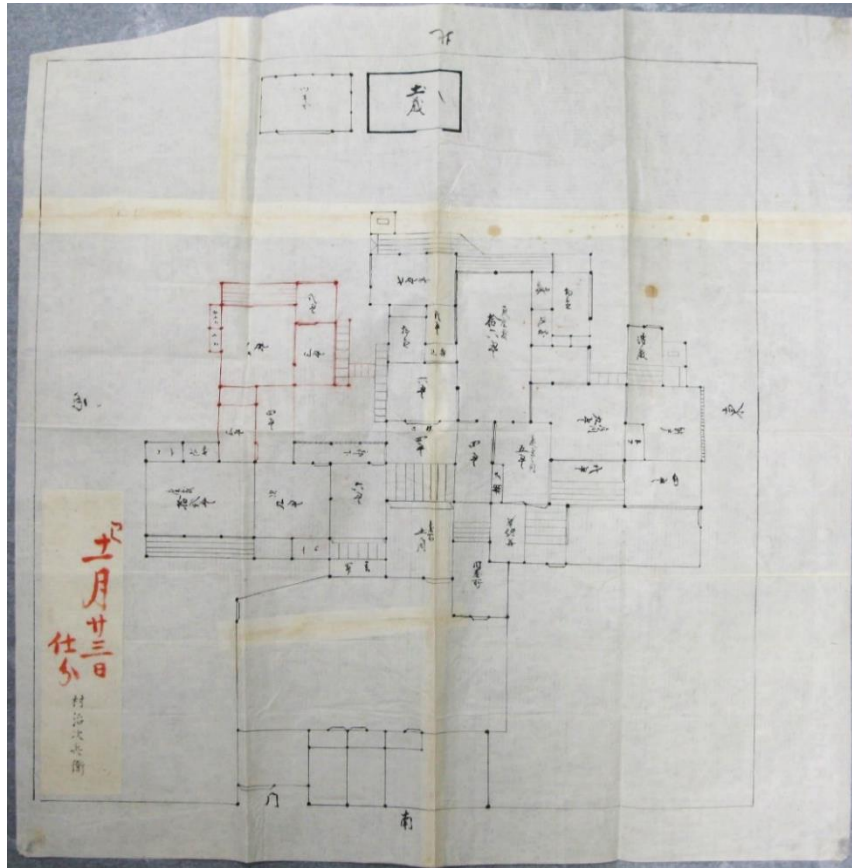
図 37 休養施設計画図



「松山城下図屏風」（愛媛県歴史文化博物館蔵）に描かれたG地区南東角の侍屋敷



左図の赤丸部分の拡大



G地区南東角の侍屋敷の間取図
「村治次兵衛屋敷図」（個人蔵 愛媛県歴史文化博物館蔵）

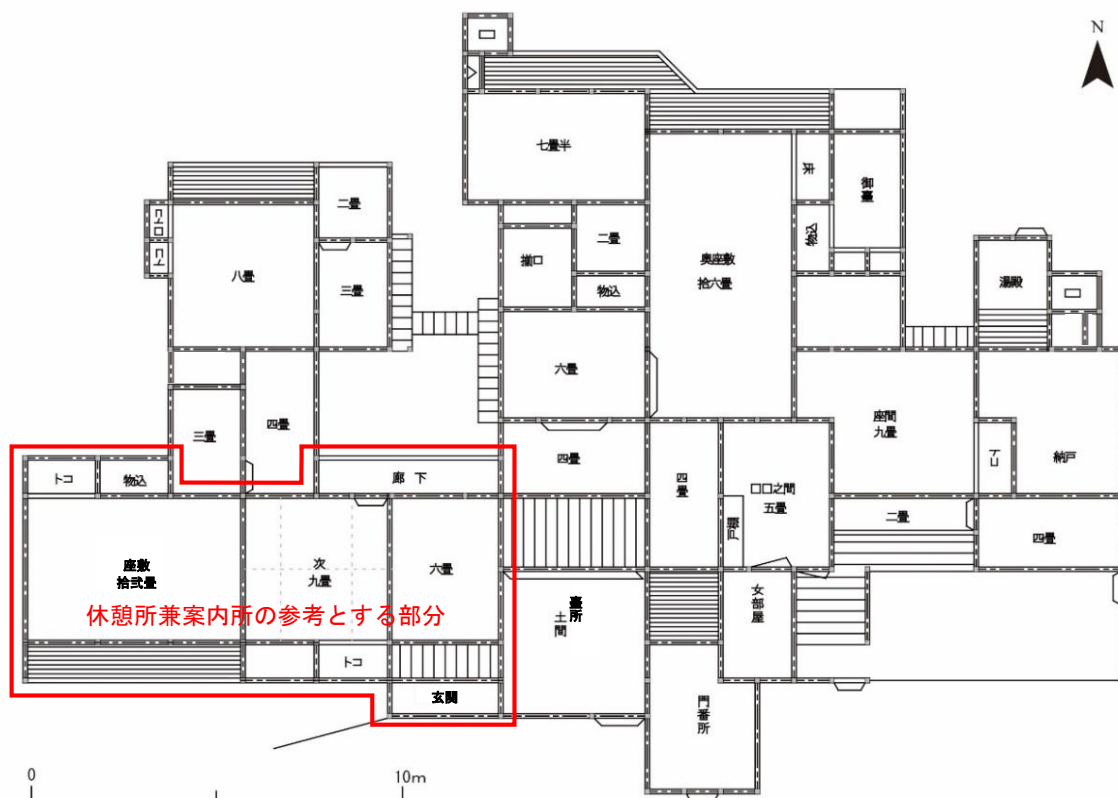


図 38 侍屋敷の間取図（京間を参考に作成）

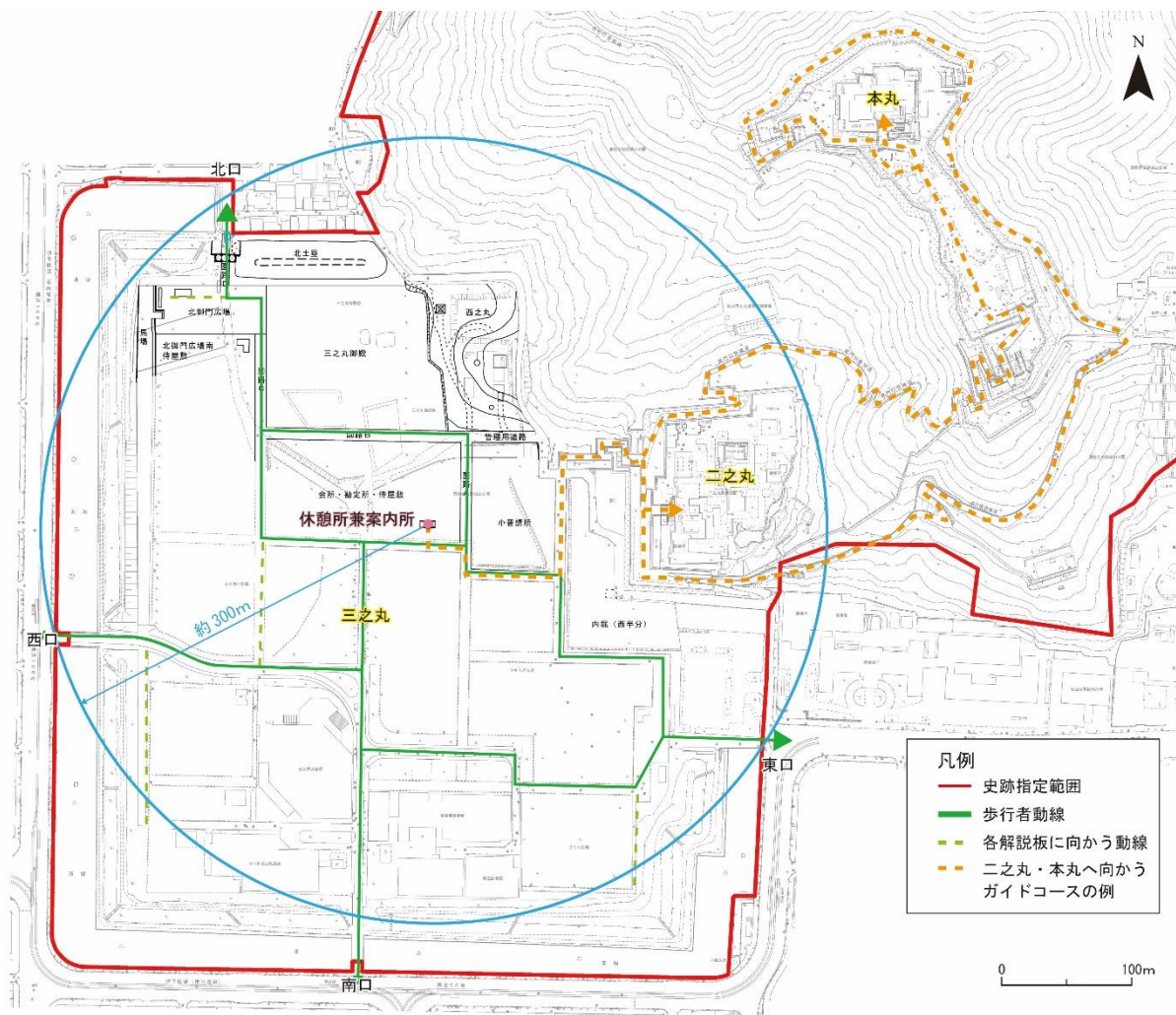


図 39 休憩所兼案内所の検討図

（９）公開・活用施設等に関する計画

公開・活用施設等に関しては、「堀之内整備基本設計」で以下のような計画を示している。

堀之内整備基本設計（H19）
・ 情報提供内容としては、松山市及び松山城の歴史・文化の紹介、松山市にある国・県・市指定文化財や城山公園の文化財の紹介、文化財保護活動の取り組み、文化財保護の仕組みとする。 ・ 三之丸御殿を中心とした遺構の整備区域内に設置する。 ・ 三之丸御殿の調査により、その規模の変更の可能性はあるが、将来的には指定管理者による管理を想定すると、管理室や機材倉庫も必要なため、各諸用室の内容については、過年度の基本計画における施設設計を踏襲するとともに、ガイダンスルームの全面開放を行い、能舞台としても活用できるようフレキシブルな対応が可能な仕様とする。

上記を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

- ガイダンス施設の設置は、E地区（三之丸御殿）の発掘調査成果を受けて検討する。
- G地区（会所・勘定所・侍屋敷）の既存の記念碑は、設置者の意向や設置場所の経緯、史跡の保存整備等の観点から取り扱いを検討し、現状維持又は移設をする。移設をする場合は、関係者と協議を行い、場所を決定する。また、新設は認めない。

(10) 管理施設に関する計画

管理施設に関しては、「堀之内整備基本設計」で以下のような計画を示している。

堀之内整備基本設計（H19）
・北御門広場に備蓄倉庫や防火水槽（貯水槽）などの防災関連施設を設置する。 ・北土塁を活用して防火樹林を植える。 ・照明施設は、広場の一体的な利用や史跡景観に配慮した配置とする。 ・照明施設を設置する際は、公園利用者の安全性を確保するための必要照度を確保し、防犯に配慮した配置とする。 ・照明施設にて、主要な場所や、北御門広場、園路に明るさを確保する。 ・電線は0.6～1.2mまでの深さとし、地中化を図る。

上記を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

- A地区（北御門・北御門広場）の北側住民のプライバシー保護のため、目隠し及び進入防止フェンスを設置する。
- D地区（北土塁）の官民境にある老朽化した擁壁や外周柵は、改修を行う。
- E地区（三之丸御殿）の全周に立ち入り禁止柵を設置する。ただし、西辺及び南辺には、管理車両等が出入りできる扉を設ける。外観は景観に配慮したものとする。
- F地区（西之丸）には、「松山城下図屏風」に描かれる木製又は竹製の柵を設置し、転落防止等、安全対策に配慮したものとする。また、展望広場の利便性を向上させるため、南側に木製階段を1基設置する。また、北部の井戸の水質を調査し、用途を検討する。
- 管理用道路の東口や園路Dの北口には一般車両が公園内に進入しないよう、第1期整備地と同じ外観の車止めを設置する。
- 園路（車道）とF地区（西之丸）、H地区（小普請所）及びI地区（内堀（西部））との境及び管理用通路の両側には、来園者の安全確保のため、車両用防護柵を設置する。外観は統一する。
- I地区（内堀（西部））では、堀跡の立体表示のため、現況より50cm程度掘り下げることで、現在より高低差が大きくなることから、東側に維持管理用のスロープを設け、出入口に車止めを設置する。
- 照明施設は、来園者の安全性を確保するため、老朽化した既存施設を撤去し、第1期整備地と同じ外観のものを適切に配置する。既存の電線類も遺構に影響のない位置・深さ（0.6～1.2m）で地中化を行う。



「松山城下図屏風」（愛媛県歴史文化博物館）
に描かれた西之丸の柵

<城山公園内の既存の管理施設（車止め、木製階段）>



城山公園（堀之内地区）の車止め

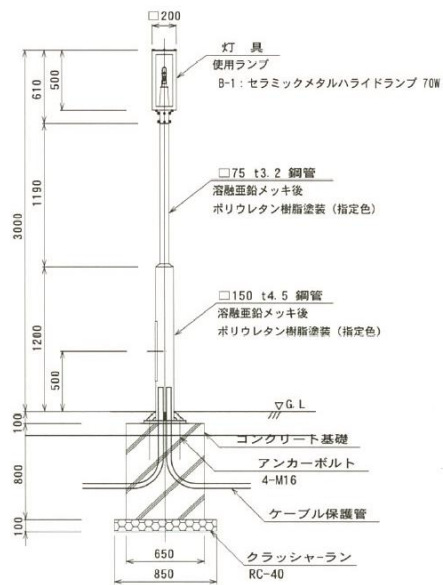


城山公園（堀之内地区）内の
木製階段

<城山公園内の既存の照明施設>



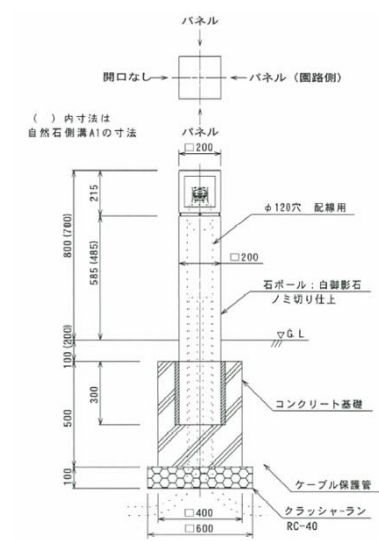
城山公園（堀之内地区）の
園路沿いにある照明施設A



既存の照明施設Aの図面



城山公園（堀之内地区）の
園路沿いにある照明施設B



既存の照明施設Bの図面

<電線類地中化後のイメージ>



現状（三之丸御殿西側）



整備後（三之丸御殿西側）



現状（三之丸御殿南側）



整備後（三之丸御殿南側）

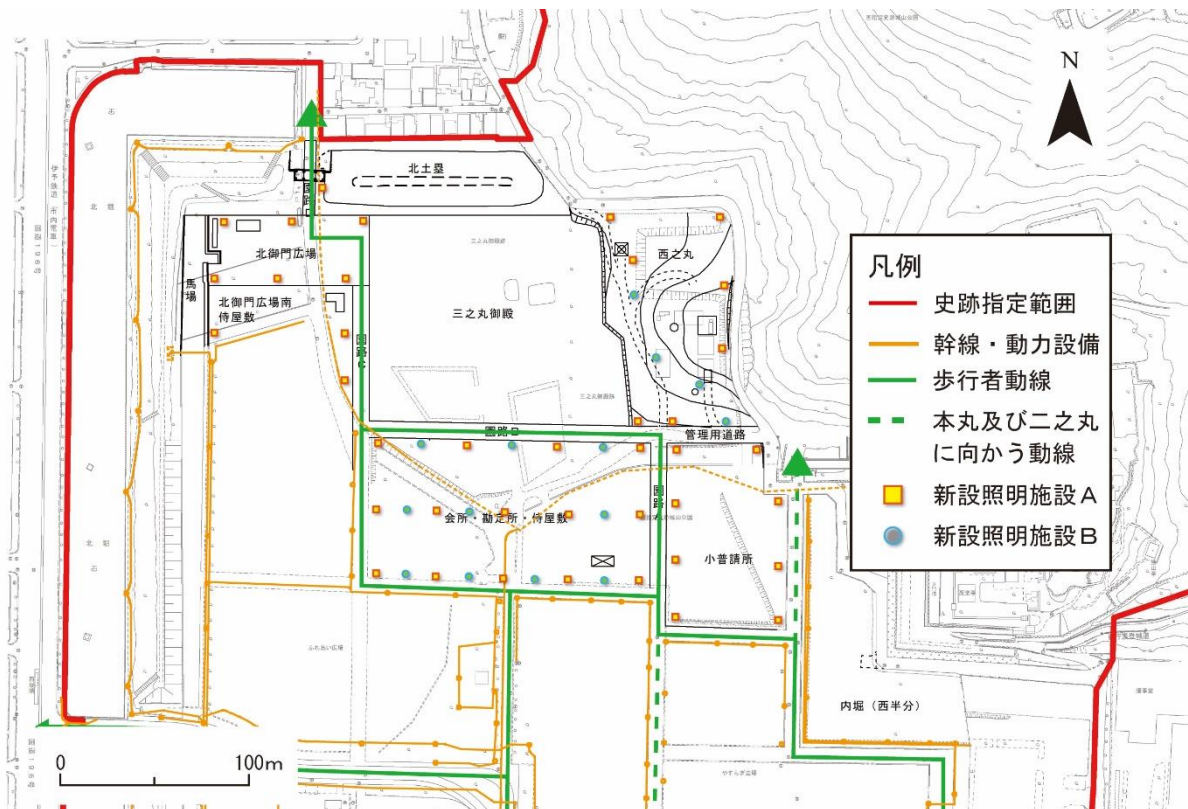


図40 照明施設計画図及び幹線・動力設備図

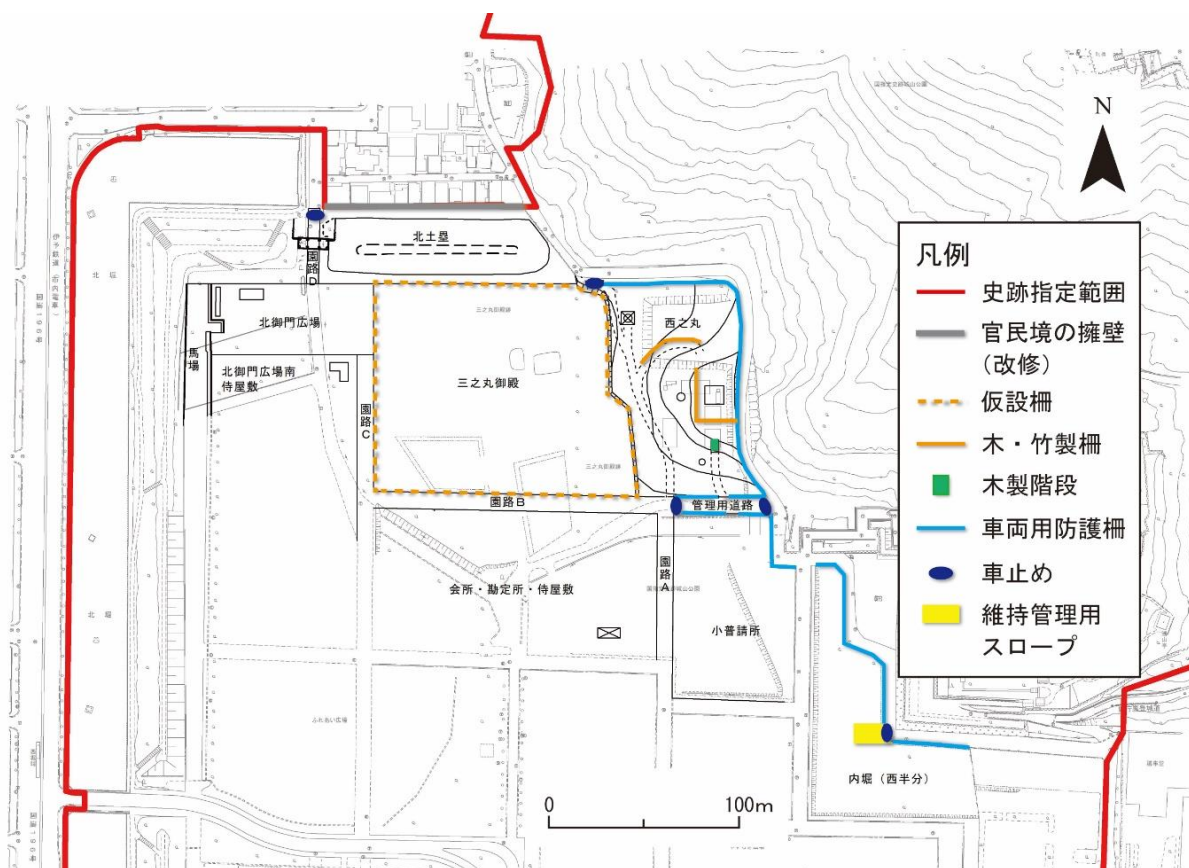


図41 管理施設（照明施設以外）計画図

(11) 整備に必要となる調査等に関する計画

整備に必要となる調査等に関しては、「堀之内整備計画」及び「堀之内整備基本計画」で以下のような計画を示している。

堀之内整備計画（H12）	堀之内整備基本計画（H16）
公園緑地整備区域では、埋設遺構については基本的に確認（埋構位置や残存状況の把握）のみに留める。	- 絵図等史料に基づき、屋敷割の構造や通路・水路の規模や位置、また、全域の水路勾配やそのシステム、時期変遷を確認する。 - 史料等に示さない区画や出入り口、内部建物遺構についての確認を行い、その残存状況や遺構位置、変遷等把握することを優先し、その後の調査等内容を検討する。 - 三之丸整備に向けての遺構調査を実施する。 - 埋蔵石垣及び堀跡等整備のための確認調査を行う。

以上を踏まえ、計画は以下のとおりとする。

- A地区（北御門・北御門広場）の北御門の礎石の位置とD地区（北土塁）の形状を確認するため、第2期整備中に発掘調査を実施し、調査後、成果を整備に反映させる。
- F地区（西之丸）は、E地区（三之丸御殿）との境と土塀の延長を確認するため、第2期整備中に発掘調査を実施し、調査後、成果を整備に反映させる。
- E地区（三之丸御殿）は、現時点では十分な発掘調査ができていないことから、第2期整備と並行して調査を開始し、第2期整備完了後も継続して発掘調査を実施する。
- 発掘調査を行う箇所及び方法は、松山市教育委員会と協議し、計画的に実施する。
- 松山城跡に関する資料の収集と調査、整備に当たっての動植物調査等、その他調査を整備と並行して計画的に進める。